

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件

## 1 趣 旨

産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、産業保安監督部の支部及び産業保安監督署の設置に関し、地方自治法の定めにより国会の承認を求めるもの。

## 2 概 要

### (1) 産業保安監督部等の設置

- 現在、原子力安全・保安院に、各地域において火薬、高圧ガス、鉱山等の産業保安に関する業務を行う組織として、
  - ・産業保安監督部（北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、九州）
  - ・那覇産業保安監督事務所
  - ・産業保安監督部の支部（東北、近畿、四国）
  - ・産業保安監督署（釧路、北陸）が設置されているところ
- 原子力安全・保安院の廃止による組織再編に伴い、これらの組織を、経済産業省の地方支分部局として改めて設置  
(原子力組織制度改革法(案)の附則にて措置)

### (2) 国会の承認について

- 上記の産業保安監督部等の設置については、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、その名称、位置及び管轄区域について、国会の承認が必要

## 3 原子力組織制度改革法(案)との関係

- 本承認は、原子力組織制度改革法(案)の附則により設置される産業保安監督部等について、地方自治法の規定により承認を求めるものであり、一体不可分のもの